

○トリクロロエチレン又はクリーニング業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針
 (平成元年七月七日厚生省・通商産業省告示第七号)

改正案	現行
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十七条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン若しくは同法施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン(クリーニング業者に係るものを除く。)若しくは同法施行令第五条に定める加硫剤、接着剤(動植物系のものを除く。)、塗料(水系塗料を除く。)、洗浄剤(クリーニング業者に係るものを除く。)</p> <p>若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン(クリーニング業者に係るものを除く。)</p> <p>若しくは同法施行令第五条に定める加硫剤、接着剤(動植物系のものを除く。)、塗料(水系塗料を除く。)、洗浄剤(クリーニング業者に係るものを除く。)</p> <p>若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン(クリーニング業者に係るものを除く。)</p> <p>若しくは同法施行令第五条に定める加硫剤、接着剤(動植物系のものを除く。)、塗料(水系塗料を除く。)、洗浄剤(クリーニング業者に係るものを除く。)</p> <p>若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン(クリーニング業者に係るものを除く。)</p>	<p>トリクロロエチレン又はクリーニング業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針</p> <p>トリクロロエチレン又はクリーニング業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針</p>

るべき措置に関する技術上の指針を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行する。

なお、平成元年厚生省・通商産業省告示第七号は平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

本指針は、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、トリクロロエチレン若しくは同法施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同法施行令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの（以下「トリクロロエチレン等」という。）の製造の事業を営む者、業としてトリクロロエチレン等を使用する者、その他の業としてトリクロロエチレン等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

なお、関係する労働者の安全衛生については、労働安全衛生法及び有機溶剤中毒予防規則等関係規則によることとする。

1. トリクロロエチレン等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

- 1.1 各施設・場所に共通する事項について

本指針は、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）による環境の汚染を防止するため、トリクロロエチレン等の製造の事業を営む者、業としてトリクロロエチレン等を使用する者（クリーニング営業者を除く。）、その他の業としてトリクロロエチレン等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリクロロエチレン等の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

なお、関係する労働者の安全衛生については、労働安全衛生法及び有機溶剤中毒予防規則等関係規則によることとする。

1. トリクロロエチレン等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

- 1.1 各施設・場所に共通する事項について

(二) (略)

(㉔) 必要な場合には、取り扱うトリクロロエチレン等の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリクロロエチレン等の流出を防止する措置をとること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えてトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンと水を適切に分離する分離槽を設置すること。

(3) (略)

1. 2 (略)

1. 3 作業施設・場所に関する事項について

(二) 原則としてトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸気の発散源を密閉できる構造とするか、又は局所排気装置を設置すること。

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. トリクロロエチレン等の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3. 1 (略)

3. 2 (略)

3. 3 使用について

(一) (略)

(㉔) 水分離器等のフィルター等の交換は、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを十分に除去した後に行うこと。

(二) (略)

(㉔) 必要な場合には、取り扱うトリクロロエチレン等の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリクロロエチレン等の流出を防止する措置をとること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えてトリクロロエチレン等と水を適切に分離する分離槽を設置すること。

(3) (略)

1. 2 (略)

1. 3 作業施設・場所に関する事項について

(二) 原則としてトリクロロエチレン等の蒸気の発散源を密閉できる構造とするか、又は局所排気装置を設置すること。

(2)・(3) (略)

2. (略)

3. トリクロロエチレン等の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3. 1 (略)

3. 2 (略)

3. 3 使用について

(一) (略)

(㉔) 水分離器等のフィルター等の交換は、トリクロロエチレン等を十分に除去した後に行うこと。

(3) 作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸発を防止すること。

(4) 洗浄作業においては、特に次の点に留意すること。

①・② (略)

③ スプレー作業は、原則として洗浄装置の蒸気層内で行い、蒸気層内で行うことができない場合には、囲い式フード等の中で行うこととし、囲い式フード等からの排気は、活性炭吸着等によりトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンをできる限り回収し、再利用すること。

④ (略)

(5) (略)

4. 使用済みのトリクロロエチレン等の取扱いに当っては、次の事項に留意してトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの再生利用及び回収再利用に努めること。

4. 1 (略)

4. 2 回収再利用について

蒸発したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン及び水と混合したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンは、その濃度及び量に応じて適切な構造及び処理能力を有する活性炭吸着装置、水分離器等によりできる限り回収し再利用すること。

なお、次のことに留意しつつ、できる限り回収再利用すること。

(1)・(2) (略)

5. トリクロロエチレン等を取り扱う施設の構造等については、

(3) 作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリクロロエチレン等の蒸発を防止すること。

(4) 洗浄作業においては、特に次の点に留意すること。

①・② (略)

③ スプレー作業は、原則として洗浄装置の蒸気層内で行い、蒸気層内で行うことができない場合には、囲い式フード等の中で行うこととし、囲い式フード等からの排気は、活性炭吸着等によりトリクロロエチレン等をできる限り回収し、再利用すること。

④ (略)

(5) (略)

4. 使用済みのトリクロロエチレン等の取扱いに当っては、次の事項に留意してトリクロロエチレン等の再生利用及び回収再生利用に努めること。

4. 1 (略)

4. 2 回収再利用について

蒸発したトリクロロエチレン等及び水と混合したトリクロロエチレン等は、その濃度及び量に応じて適切な構造及び処理能力を有する活性炭吸着装置、水分離器等によりできる限り回収し再利用すること。

なお、次のことに留意しつつ、できる限り回収再利用すること。

(1)・(2) (略)

5. トリクロロエチレン等を取り扱う施設の構造等については、

次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を取ることを取る。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、含まれるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの濃度を把握し、異常が見い出された場合には、トリクロロエチレン等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理、取扱作業及び再生・回収作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

6. トリクロロエチレン等を取り扱う施設からのトリクロロエチレン等の漏出については、次の事項に留意して対処すること。

6. 1 (略)

6. 2 漏出を認めたとときの処置について

漏出を認めたとときは、漏出処理要領に従って処置すること。

(参考)

(一) トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸気にさらされないように注意して作業すること。

(2) (略)

次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を取ることを取る。

取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、含まれるトリクロロエチレン等の濃度を把握し、異常が見い出された場合には、トリクロロエチレン等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理、取扱作業及び再生・回収作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

6. トリクロロエチレン等を取り扱う施設からのトリクロロエチレン等の漏出については、次の事項に留意して対処すること。

6. 1 (略)

6. 2 漏出を認めたとときの処置について

漏出を認めたとときは、漏出処理要領に従って処置すること。

(参考)

(一) トリクロロエチレン等の蒸気にさらされないように注意して作業すること。

(2) (略)